

別紙

農林水産商工常任委員会提出資料

(平成29年7月21日)

| 項目 | ページ |
|---|---------|
| 2　日ＥＵ・ＥＰＡ（経済連携協定）大枠合意の状況について (農林水産関係) 【とっとり農業戦略課】 | ----- 1 |
| 3　アワヨトウの発生に係る飼料作物等の被害状況と対応について 【とっとり農業戦略課、畜産課】 | ----- 7 |

農林水産部



日EU・EPA(経済連携協定)大枠合意の状況について(農林水産関係)

平成29年7月21日

とっとり農業戦略課

7月6日に行われた日EU首脳によるEPA協議の結果、農林水産関係については、乳製品や豚肉などの欧州産農林水産物の輸入関税を段階的に見直す案で大枠合意がなされました。

今後見込まれる国による影響試算や対策動向などを踏まえた上で、県内影響の精査を行うとともに具体的な対策の検討を進めます。

1 日EU・EPA 農林水産品の大枠合意ポイント

(1) 関税措置(主な品目) (別添資料1参照)

| 輸入品目 | 現行関税 | 大枠合意の主な内容 | TPPとの違い |
|------|---|---|----------------------------------|
| チーズ | ソフト系、ハード系それぞれ以下の関税 ・ナチュラル 29.8% ・プロセス 40% | ○ソフト系 低関税輸入枠新設(初年度2万㌧) ⇒枠内の関税が段階的に引き下げ られ 16年目には3.1万㌧を無税 ○ハード系 関税撤廃 ⇒段階的に引き下げ 16年目に撤廃 | TPPでは ソフト系で 関税維持の チーズあり |
| 豚肉 | 差額関税制度を採用 (分岐点価格 524円/kg) ・低価格帯 482円/kg ・高価格帯 4.3% | ○差額関税制度を維持するが、価格帯によって 段階的に関税引下げ・撤廃 ・低価格帯 482円/kg→50円/kg(10年目) ・高価格帯 4.3% →関税撤廃(10年目) | TPPとの 違いなし |
| 牛 肉 | 38.5% | ○関税を段階的に引き下げ 38.5%→9%(16年目) | TPPとの 違いなし |
| 木 材 | 構造用集成材 3.9% S P F 製材 4.8% (※住宅資材) | ○段階的に削減し、関税撤廃(8年目) | TPPは 16年目に 撤廃 |
| 水産物 | あじ、さば等 7~10% | ○段階的に削減し、関税撤廃(16年目) | TPPとの 違いなし |
| 園芸 | 野菜、果実等 3%~17% | ○関税即時撤廃等 | TPPとの 違いなし |

(2) その他

- 米について関税削減・撤廃等からの「除外」を確保。
- 我が国のEUへの輸出について、輸出重点品目である牛肉、茶、水産物など、ほとんどの品目で即時撤廃を獲得。

2 県の対応状況

(1) 県内生産者・団体との意見交換(主な意見)

【畜産関係】 ◇北海道からの生乳流入量増加により乳価下落の危険性が高まれば、廃業する生産者が多くなると思われるため、生乳生産量を維持・増加させるための乳牛の導入費への補助等を考えて欲しい。

◇牛・豚マルキン(1頭当たりの粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填する補助事業)の9割補填を今回の日EU・EPA大枠合意で対応できるように早急に変更して欲しい。

【林業関係】 ◇国産C L Tは輸入品に対し単価面、化粧性で競争力がないため、製造・供給体制整備への支援を一層強化して欲しい。

【水産業関係】 ◇打って出るチャンスだが、EU輸出にはH A C C P認証が必要なので、H A C C P対応できる高度衛生管理型の市場を早期に整備して欲しい。

【園芸関係】 ◇現時点の輸入量がゼロか極少量であり、すぐに影響はないと思われるが、将来的に国内野菜・果樹への影響が懸念される。

(2) 国への要望活動

7月20日、鳥取県地方6団体として、石原経済再生担当大臣に対し、徹底した影響把握や丁寧な説明会の開催、及び競争力強化策等について要望活動を行った。

(出席者:平井知事、稲田県議会議長、深澤市長会長、高田市議会議長会長(倉吉市議会議長)、森安町村会長、川上町村議会議長会長(若桜町議会議長))

日EU・EPA 農林水産物の大枠合意の概要

平成29年7月6日
農林水産省

1 ポイント

- 大枠合意においては、米について関税削減・撤廃等からの「除外」を確保したほか、麦・乳製品の国家貿易制度、糖価調整制度、豚肉の差額関税制度といった基本制度の維持、関税割当やセーフガードなどの有効な措置を獲得し、農林水産業の再生産が引き続き可能となる国境措置が確保できたと考えています。
- 乳製品のうち、ソフト系チーズについては、意欲ある酪農家の生産拡大の取組に水を差さないよう、関税割当に留め、枠の数量を国産の生産拡大と両立できるものにしました。また、脱脂粉乳・バターについては国家貿易を維持し、限定的な民間貿易枠を設定するに留めました。
- 豚肉については、差額関税制度を維持し、分岐点価格を維持したほか、長期の関税削減期間と輸入急増に対するセーフガードを確保しました。
- 牛肉については、長期の関税削減期間と輸入急増に対するセーフガードを確保しました。
- また、林産物については、構造用集成材等の即時関税撤廃を回避し、一定の関税撤廃期間を確保しました。
- EU側の関税については、牛肉、茶、水産物などの輸出重点品目を含め、ほぼすべての品目で関税撤廃を獲得(ほとんどが即時撤廃)し、EU5億人の市場に向けた我が国農林水産物の輸出促進に向けた環境を整備することができました。

2 我が国のEUからの輸入

(1) 農産物

① 米

- ・ 関税削減・撤廃等からの「除外」を確保。

② 麦

- ・ 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率を維持。
- ・ ごく少量の関税割当枠(EU枠)※を設定(国家貿易・SBS方式)。

※ 総輸入量の約 0.005%

③ 麦芽

- ・ 現行の関税割当制度を維持するとともに、枠外税率を維持。
- ・ EUからの現行輸入実績を下回る関税割当枠(EU枠:無税)※を設定。

※ 輸入実績の約 4 分の 3

④ 砂糖

- ・ 現行の糖価調整制度(輸入品と国産品の価格調整を通じて国内生産の安定を図るための制度)を維持。
- ・ 粗糖、精製糖については、少量の新商品開発のための試験輸入枠(無税・無調整金)を設定。

⑤ でん粉

- ・ 現行の糖価調整制度を維持するとともに、枠外税率を維持。
- ・ 近年の輸入実績相当の関税割当枠(EU枠)※を設定。

※ 糖化・化工でん粉用は調整金を徴収。糖化・化工でん粉用以外のばれいしょでん粉のうち、片栗粉用等について国産ばれいしょでん粉の購入を条件として無税。

⑥ 豚肉

- ・ 差額関税制度を維持(分岐点価格(524 円/kg)を維持)。
- ・ 長期の関税削減期間(10 年)と輸入急増に対するセーフガード※を確保。

※ 従量税削減部分の発動基準数量:5 年目:63,000 t → 10 年目:105,000 t

⑦ 牛肉

- ・ 関税削減で 16 年目に 9% とし、輸入急増に対するセーフガード※を確保。

※ 発動基準数量:初年度:43,500 t → 16 年目:53,195 t

⑧ 乳製品

i) 脱脂粉乳・バター等

- 脱脂粉乳・バター等について国家貿易を維持した上で、民間貿易によるEU枠を設定。数量※は、最近の追加輸入量の範囲内。

※ 初年度 12,857 t → 6年目 15,000 t(生乳換算)

ii) ホエイ

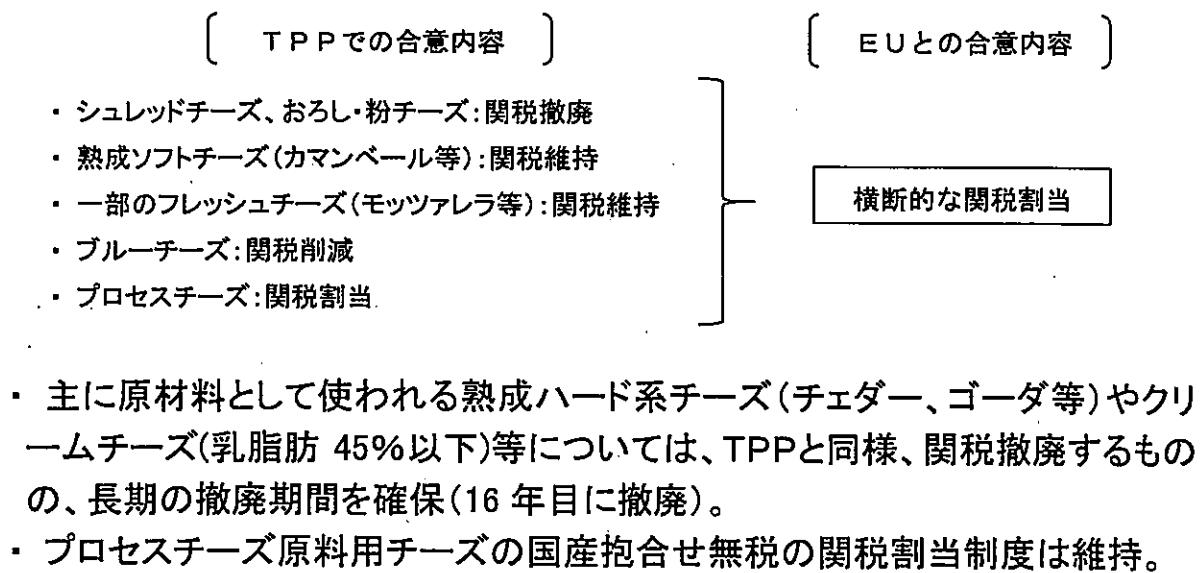
- 脱脂粉乳(たんぱく質含有量 34%)と競合する可能性の高いホエイ(たんぱく質含有量 25-45%)について、関税削減に留め(TPPでは関税撤廃)、11年目以降も TPPにおける初年度の関税水準の3割を維持。
- 輸入急増に対するセーフガード※を確保。

※ 発動基準数量: 21年目: 8,011 t(脱脂粉乳の国内生産量の6%弱の水準)

iii) チーズ

- ソフト系チーズについては、TPPで関税撤廃や関税削減となったものも含め、横断的な関税割当(枠内税率は段階的に引き下げ、16年目に無税)とし、枠数量※は、国内消費の動向を考慮し、国産の生産拡大と両立できる範囲に留めた。

※ 初年度 20,000 t → 16年目 31,000 t、17年目以降の枠数量は国内消費の動向を考慮して設定。



⑨ パスタ、チョコレート菓子等の加工品

- パスタ(マカロニ、スパゲッティ)、チョコレート菓子等の加工品については関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保(パスタ、チョコレート菓子、キャンディーは11年目、ビスケットは6~11年目に、それぞれ撤廃)。

(2) 林産物

構造用集成材、SPF 製材等の林産物 10 品目について、関税撤廃するものの、即時撤廃を回避し、一定の撤廃期間を確保(段階的削減を経て8年目に撤廃)。

(3) 水産物

- ・ 海藻類(のり、こんぶ等)は、関税撤廃等からの「除外」を確保。
- ・ あじ、さば等は、長期の撤廃期間を確保(16 年目に撤廃等)。
- ・ なお、漁業補助金については、禁止補助金の対象外。

3 我が国のEUへの輸出

輸出重点品目である牛肉、茶、水産物などを含め、ほとんどの品目で即時撤廃を獲得。

| 品目 | 現行関税 | 合意内容 |
|----------------|---|-----------|
| 醤油等調味料 | 7.7% (醤油) | 即時撤廃 |
| ほたて貝 | 8% (冷凍) | 関税撤廃(8年目) |
| 緑茶 | 3.2% (3kg 以下の小口用) | 即時撤廃 |
| 牛肉 | 12.8% + 141.4 ~ 304.1 € / 100kg | 即時撤廃 |
| 花き | 6.5%、8.3% (植木・盆栽・鉢もの)、 8.5%、10% (切り花) | 即時撤廃 |
| ぶり | 15% (冷凍フィレ) | 即時撤廃 |
| 青果物 | 12.8% (かんきつ(ゆず等)) 9.5 ユ一口/100kg (ながいも) | 即時撤廃 |
| 林産物 | 6% ~ 10% (合板等) | 即時撤廃 |
| 豚肉※ | 46.7 ~ 86.9 ユ一口/100 kg | 即時撤廃 |
| 鶏肉※ | 6.4%、18.7 ~ 102.4 ユ一口/100 kg | 即時撤廃 |
| 鶏卵※ (粉卵等含む) | 16.7 ~ 142.3 ユ一口/100kg | 即時撤廃 |
| 乳製品※ | 118.8 ユ一口/100kg 等 (脱脂粉乳) 189.6 ユ一口/100kg 等 (バター) | 即時撤廃 |

(注1) コメは、相互に「除外」。

(注2) ※は、現在、輸出解禁に向け協議中の品目。

4 地理的表示(GI)について

- 相互に保護を求めるGI產品を確定。
- EUが求めるGI產品については、公示等の手続を行った上で農林水産大臣が指定。

アワヨトウの発生に係る飼料作物等の被害状況と対応について

平成29年7月21日
とっとり農業戦略課
畜産課

6月27日に飼料用トウモロコシ等で「アワヨトウ」の被害が報告され、その後、飼料作物で全県的に発生が確認されたため、病害虫防除所より指導情報を出すとともに、各農家、大山乳業農業協同組合、農業改良普及所等で防除対策を行いました。7月11日以降は新たな発生は確認されていませんが、7月18日現在の被害状況は、飼料用トウモロコシ120.9ha、イタリアン169.7haの約290haで葉への食害等を受けました（県全体の飼料面積の約20%が被害）。島根県等でも同様に発生しており、本年の少雨高温な気象条件も多発要因の一つと推察されています。

県は、自給飼料の生産安定や生産者の営農意欲向上のため、防除経費や播き直しのための牧草種子代を予備費対応により緊急支援するとともに再発防止に向けた技術指導を徹底しています。

1 発生・防除及び対応状況（平成29年7月18日現在）

(1) 飼料作物（飼料用トウモロコシ、イタリアン等）

| 区分 | 主な市町村 | 発生農家数 | 発生面積(ha) | 対応状況 |
|----|-------------|----------------------------|----------|--|
| 東部 | 鳥取市、八頭町、智頭町 | 湖山池周辺・営農組織3件、酪農家1戸、肉用牛農家1戸 | 38.6 | ・管理している畜産振興協会や農家が緊急的に薬剤散布 |
| 中部 | 倉吉市、琴浦町、北栄町 | 酪農家・営農組織 27戸 | 89.1 | ・大山乳業と普及所が支援し、トラクターで噴霧で薬剤散布 ・一部農家はすき込んで、トウモロコシをまき直し |
| 西部 | 大山町、伯耆町 | 酪農家42戸、肉用牛農家3戸 | 162.9 | ・イタリアン2番等105haの内、約6割は収穫した後に薬剤散布 ・共同作業、あるいは一部農家個人で薬剤散布 |
| 合計 | | | 290.6 | |

(2) 一般作物（はとむぎ、水稻等）

| 区分 | 主な市町村 | 発生農家数 | 発生面積(ha) | 対応状況 |
|----|-------------|--------|----------|---|
| 東部 | 鳥取市、八頭町、智頭町 | 3戸、1組織 | 2.4 | はとむぎは一部被害が大きい場所が見られたが、大豆まき直したり、湛水して被害拡散を防止。 |
| 中部 | 倉吉市、琴浦町 | 多数 | 12.8 | 水稻で一部被害が見られたが、湛水して被害拡散を防止したり、部分的な薬剤散布で対応。 |
| 西部 | 大山町 | 多数 | — | スイートコーンでは、多少の食害があるものの、実被害はほとんどない見込み。 |
| 合計 | | | 15.2 | |

2 再生産に向けた支援対策（予備費対応）

事業名 平成29年度飼料用作物害虫防除等緊急対策事業

事業実施主体 大山乳業農業協同組合

事業内容 6月下旬からの飼料用作物におけるアワヨトウ被害に係る

①防除経費、②まき直しのための飼料用作物種子購入経費に対する助成

予算額 1,000千円

※事業費 (①+②) 3,000千円×県補助率1/3

(①薬剤散布経費786千円、②種子代2,214千円)

3 今後の技術対策

- (1) 7月下旬から8月上旬に次の発生が予想されるため、農家に発生状況の観察や発生程度に応じた収穫時期の調整等を呼び掛けています。
- (2) イタリアン等新しい葉が再生して回復している牧草については、追肥等により収量確保を指導。
- (3) 病害虫防除所では誘殺灯による調査と水稻の巡回調査を強化して発生状況を調査し、必要に応じて指導情報を発表する予定。（関係機関へのメール、HP、県DBにて普及所へ連絡）

[アワヨトウの発生生態]

※「アワヨトウ」は、蛾の幼虫でイネ科作物の害虫。大量発生した場合、葉を一晩で食べつくす食害により、作物の収穫ができなくなります。（ヨトウ：夜盗の意）

※卵期は約7日、幼虫は20~30日で蛹になり、10~15日で成虫になります。年間、数世代をくり返します。1雌当たり1,300粒程度産卵します。

